専用住宅(戸建て)の場合 | 変 更 認 定 申 請 用 手数料額計算書 チェック する法律第55条第1項の規定による申請) (都市の低炭素 ☑ 建築物全体 申請の対象とする範囲 □ 複合建築物の非住宅の部分 (該当する□にレを記入) □ 複合建築物の住宅部分 2 計画の評価方法 住宅部分: (該当する□にレを記入) □ 誘導什様基準 ☑ 誘導仕様基準以外 チェック なお、店舗併用住宅の場合については事前に窓口にご相談ください 3 手数料額の計算 申請の種類(該当する□にレを記入) 適合証がある場合 適合証がない場合 ✓一戸建て住宅の申請の場合 別表第3の2の項(1)のア 別表第3の2の項(2)のア 3,300円 円 チェック 建築物の住 別表第3の2の項(1)のイの 2の項(2)のイの(ア) 手数料表から の申請の場 戸の部分の 金額を記入 総戸数 戸 円(a) 合 共用部分の 別表第3の2の項(1)のイの(4) 別表第3の2の項(2)のイの(4) 床面積の合 計 m² 円(B) 円(b) 別表第3の2の項(2)のイの(ウ) 非住宅の部 別表第3の2の項(1)のイの(ウ) 分の床面積 の合計 円(C) m² 円(c) (A) + (B) + (C)(a) + (b) + (c)計 円 円 □一戸建て住 別表第3の2の項(1)のウ 別表第3の2の項(2)のウ 建築物の延 宅及び共同 べ面積 住宅等以外 の建築物の 申請の場合 m² 円 円 合計 3, 300円 計算表の合計 (注意) 金額を記入 1 「別表第3」とは、中野区事務手数料条例別表第3を指す。

2 「適合証」とは、申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1

項各号に掲げる基準に適合することを示す適合性確認機関が作成した書類をいう。